

株式会社ディーエスピーリサーチ
業務規程
(平成28年5月20日改正)

端末機器の技術基準適合認定等に関する業務規程

| | |
|----|-------------|
| 初版 | 平成16年7月27日 |
| 改正 | 平成20年10月9日 |
| 改正 | 平成21年12月1日 |
| 改正 | 平成23年4月1日 |
| 改正 | 平成23年11月14日 |
| 改正 | 平成24年8月6日 |
| 改正 | 平成25年4月15日 |
| 改正 | 平成25年10月17日 |
| 改正 | 平成28年5月20日 |

（目的）

第1条 この規程は、株式会社ディーエスピーリサーチ（以下「当社」という。）が電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」という。）第53条の規定による端末設備の機器（以下「端末機器」という。）の技術基準適合認定（以下「認定」という。）及び第56条第1項の規定による端末機器の設計についての認証（以下「認証」という。）を行うために必要な事項を定め、もって認定及び認証（以下「認定等」という。）の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（一 登録に係る事業の区分）

（対象とする端末機器）

第2条 当社が認定等を行う端末機器は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号、以下「認定等規則」という。）第4条に定める業務とし、次のとおりとする。

一 通話の用に供する端末機器

二 前号以外の端末機器

2 当社が認定等を行う端末機器は、次に掲げる端末機器とする。

一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。以下同じ。）であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器（三に該当するものを除く）

二 インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置（インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。）、ファク

シミリその他呼の制御を行う端末機器

三 インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される端末機器

四 無線呼出装置（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、無線によって利用者に対し呼出し（これに付随する通報を含む。）を行うことを目的とする電気通信役務に供するものをいう。）に接続される端末機器

五 総合デジタル通信用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として64キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により符号、音声その他の音響又は映像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務に供するものをいう。）に接続される端末機器

六 専用通信回線設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、特定の利用者に当該設備を専用させる電気通信役務に供するものをいう。）又はデジタルデータ伝送設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、デジタル方式により専ら符号又は映像の伝送交換を目的とする電気通信役務に供するものをいう。）に接続される端末機器

（二 技術基準適合認定の業務を行う時間及び休日に関する事項）

（業務時間）

第3条 認定等の業務を行う時間は、以下のとおりとする。

10：00から18：00まで

（休日）

第4条 休日は次のとおりとする。

一 土曜日、日曜日

二 祝祭日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）

三 12月29日から翌年1月4日まで

四 上記の休日以外に会社が定めた休業日（あらかじめウェブページ等で公示するもの）

（三 技術基準適合認定の業務を行う事務所に関する事項）

（業務を行う事務所）

第5条 認定等の業務を行う事務所は以下のとおりとする。

兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目4番地3

（四 技術基準適合認定の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項）

（業務規程の公開）

第6条 当社のウェブページにおいて、業務規程を公開するものとする。

2 認定等規則第13条第2項の規定により業務規程の変更の届出を実施した際には、速やかにウェブページの更新を実施するものとする。

（認定の申込）

第7条 認定を受けようとする者は、別表第1号の申込書及び別表第2号の同意書並びに別表第3号の申込書添付書類を提出するものとする。

2 当社は、申込書及び同意書並びに申込書添付書類が事務所に到達した場合は速やかに申込みを受理する（受理するとは、申込書及び書類について様式審査をおこない、適合している場合に行う行為をいう）。

（審査）

第8条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員をして審査をおこなわせる。

2 審査は、認定等規則別表第1号に基づき実施する。

（審査結果の通知）

第9条 当社は、前条の審査の結果、当該申込み設備について認定を行ったときには、別表第4号の技術基準適合認定等証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、前条の審査の結果、申込機器が技術基準に適合しないと認めるときは、その旨の理由を付した別表第5号の文書を持って申込者に通知する。

3 第1項及び第2項の通知は原則として、申込を受理した日から14日（第4条で規定する休日の期間を除く）以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 手数料の収納が確認されなかったとき。
- 二 第7条に規定する書類に不備があったとき。

（認定の報告及び審査結果の公表）

第10条 当社は前条第1項の認定を行ったときは、認定等規則第8条第3項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定を受けた端末機器の種類
- 三 認定を受けた端末機器の名称
- 四 認定番号

五 認定をした年月日

2 当社は認定をおこなった設備について、下記の事項を当社のウェブページ等に掲載する。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称
- 二 端末機器の名称
- 三 認定番号
- 四 認定年月日

3 当社は、前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に申込者の同意を得なければならない。

（申込みの取下げ）

第 1 1 条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることができる。

2 当社は、申込みを受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。

一 申込みの受理をおこなった日から 30 日以内に手数料の納付がなかったとき。

二 第 8 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類、申込み機器又は提出機器の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。

三 第 7 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

（表示）

第 1 2 条 当社は、認定を行ったときは、別表第 6 号に定める表示を認定をした端末機器の見やすい箇所に表示するものとする。

（認定事項の変更届出等）

第 1 3 条 認定を受けた者は、第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に変更（認定を受けた日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、認定等規則第 8 条第 5 項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

（不正な認定等についての報告）

第 1 4 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

一 認定を受けたものが不正な手段により認定を受けたこと

二 認定員が法令に違反して認定の審査をしたこと

（認証の申込）

第 1 5 条 認証を受けようとする者は、別表第 1 号の申込書及び別表第 2 号の同意書並びに別表第 3 号の申込書添付書類を提出するものとする。

2 当社は、申込書及び同意書並びに申込書添付書類が事務所に到達した場合は速やかに申込みを受理する（受理するとは、申込書及び書類について様式審査をおこない、適合している場合に行う行為をいう）。

3 当社は、申込を受理した場合は、すみやかに受付処理をおこない、別表第 7 号の受付確認通知書を申込者に通知する。

（審査）

第 1 6 条 当社は、前条の申込みを受理したときは、遅滞なく認定員をして審査をおこなわせる。

2 審査は、認定等規則別表第 2 号の規定に基づき実施する。

（審査結果の通知）

第17条 当社は、前条の審査の結果、当該申請に係る設計について認証を行ったときには、別表第8号の技術基準適合認定等証書をもって申込者に通知する。

2 当社は、前条の審査の結果、当該申請に係る設計が技術基準に適合しないと認めるときは、その旨の理由を付した別表第9号に定める様式の文書を持って申込者に通知する。

3 第1項及び第2項の通知は原則として、申込みを受理した日から14日（第4条で規定する休日の期間を除く）以内に行う。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 手数料の収納が確認されなかったとき。
- 二 第15条に規定する書類に不備があったとき。

（認証の報告及び審査結果の公表）

第18条 当社は前条第1項の設計についての認証を行ったときは、認定等規則第19条第3項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれの期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認証に係る設計に基づく端末機器の種類
- 三 認証に係る設計に基づく端末機器の名称
- 四 認証番号

五 認証をした年月日

2 当社は認証をおこなった設備について、下記の事項を当社のウェブページ等に掲載する。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称
- 二 端末機器の名称
- 三 認証番号
- 四 認証年月日

3 当社は、前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に申込者の同意を得なければならない。

（検査記録の作成等）

第19条 第17条第1項の認証を受けたもの（以下「認証取扱業者」という。）は、認証に係る確認の方法に従い、当該設計認証に基づく端末機器について検査を行い、認定等規則第21条に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から10年間保存しなければならない。

- 一 検査に係る設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

2 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。こ

の場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（申込みの取下げ）

第20条 申込者は、申込みの全部又は一部を取下げることができる。

2 当社は、申込みを受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込みの取下げを求めることができる。

- 一 申込みの受理をおこなった日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
- 二 第16条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類、申込機器又は提出機器の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
- 三 第15条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

（表示）

第21条 認証取扱業者は、認証に基づく端末機器について第19条の義務を履行したときは、認定等規則第22条に基づき当該端末機器の見やすい個所に認証の表示を行うものとする。

2 前項の表示は、別表第6号（認定等規則様式第7号）に定めるとおりとする。

（認証事項の変更届出等）

第22条 認証取扱業者は、第18条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更（認証設計に基づく端末機器について検査を最終に行った日から起算して10年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、認定等規則第19条第5項に基づき、遅滞なく認定等規則様式第6号の届出書を総務大臣に提出するものとする。ただし、当該端末機器の取扱いを終了しているときは、この限りではない。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

（不正な認証等についての報告）

第23条 当社は、次に掲げる事項を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- 一 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
- 二 認定員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- 三 認証設計に基づく端末機器が技術基準に適合していないこと

（五 試験の実施）

（試験等）

第24条 当社は、別表第3号の申込書添付書類中、試験結果報告書等の書類が提出されなかった場合は、認定等の申込みに係る端末機器について試験を行う。

2 試験員は、認定等規則別表第1号二に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成し、認定

員に報告する。

3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとする。

一 試験担当者名及び責任者名

二 試験実施年月日

三 試験実施場所

四 試験に使用した測定器名称及び型番ならびに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関名

五 端末機器の名称

六 試験項目及び試験結果

七 試験の方法

4 申込者は、第2項の試験に立ち会うことができる。

（測定器等の管理）

第25条 当社は、品質管理部において、試験が適正に実施されるよう、測定器等及び測定室の環境について管理する。

（測定器等の較正）

第26条 当社は、品質管理部において、試験に使用する測定器等について、法第87条第1項第2号に定める較正を行う。

（六 他の者に試験の全部又は一部を委託する場合の事項）

（試験の委託）

第27条 当社は、試験を外部に委託しない。

（七 手数料の額及びその収納の方法に関する事項）

（手数料の額）

第28条 第7条の認定及び第15条の認証を受けようとする者が支払う手数料の額は、別表第10号に記載のとおりとする。

2 試験結果報告書等の書類が提出されない場合であって、当社が端末機器の試験を実施する場合の手数料の額は、別表第10号に記載のとおりとする。

3 申込み件数実績または特別な事由により第1項の手数料の額を減額する場合の手数料の減額率は、別表第10号に記載のとおりとする。

4 特別な事由により第1項の手数料の額を増額する場合の手数料の増額率は、別表第10号に記載のとおりとする。

5 第1号から前号に定めのない手数料の額については、別表第10号に記載のとおりとする。

（手数料の収納の方法）

第29条 当社は、認定または認証の申込の受理を行った場合の手数料の収納の方法は、別表第

10号に記載のとおりとする。

（八 認定員の選任及び解任並びにその配置に関する事項）

（認定員の選任及び解任）

第30条 認定員の資格は、法別表第1に定めるところによる。

2 認定員の選任又は解任は当社 代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。

一 認定員に休職を命じたとき。

二 認定員を解雇したとき。

三 認定員が退職したとき。

四 認定員が法及びこれに基づく命令に違反したとき。

五 認定員がその職務を遂行することが適当でないと判断されるとき。

3 当社 代表取締役は、認定員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒をおこなうことができる。

4 当社 代表取締役は認定員を選任し又は解任したときは、認定等規則第11条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。

（認定員の配置）

第31条 認定員の配置は第5条に規定する事務所の所在地とする。

2 認定員の事務所への配置は1名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

（認定員の職務遂行）

第32条 認定員は認定及び認証の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

2 当社は、認定員が過去2年間に認定等のあった端末機器の製造事業者等の役員又は従業員であったときは、当該申込に係る認定等の認定及び認証の業務に従事させてはいけない。

（九 技術基準適合認定の業務に関する秘密の保持に関する事項）

（秘密の保持）

第33条 役員及び認定員並びにこれらの職にあったものは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（十 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項）

（帳簿等の管理）

第34条 法第96条（法第103条において準用する場合を含む。）に規定する帳簿の記載内容は認定等規則第15条第1項（認定等規則第23条において準用する場合を含む。）に規定する内容とし、帳簿は認証部長が管理するものとする。

（帳簿の種類及び保存期間）

第35条 帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の種類及び保存期間は次のとおりとし、帳簿等の管理については下記に定めた管理者によりおこなわれるものとする。

- 一 認定等規則第15条第1項に定める帳簿 10年 認証部長
 - 二 認定等規則第23条において準用する第15条第1項に定める帳簿 10年間 認証部長
 - 三 申込書及び同意書並びに申込書添付書類 10年 認証部長
 - 四 試験結果報告書 10年 認証部長
 - 五 測定器等管理簿 5年 品質管理部長
 - 六 測定器較正管理簿 5年 品質管理部長
 - 七 拒否及び取り消し通知書 5年 認証部長
- 2 前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。

（帳簿等の保管方法）

第36条 帳簿等は、管理が適切におこなうことのできる事務所内の専用の場所で保管をおこなう。また、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保管する。

（十一 財務諸表等の備え付け及び閲覧の方法に関する事項）

（会計帳簿）

第37条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、認定及び認証の業務によるものと、それ以外の業務によるものとにこれを区分の上整理する。

- 2 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は、10年とする。

（財務諸表等の備え付け及び閲覧等）

第38条 当社は、次の各号に掲げる資料を備え付けるものとする。

- 一 事業報告書
- 二 収支計算書
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

2 当社は、法第95条第2項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い前項の資料を閲覧又は謄写の用に供するものとする。

3 当社は、法第95条第2項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い第1項の資料の謄本又は抄本の請求に応じるものとする。

- 4 前項に関わる謄本又は抄本の発行手数料は、5,250円とする。

（十二 その他技術基準適合認定の業務の実施に関し必要な事項）

（認定、認証業務の基本方針）

第39条 認定、認証業務の執行にあたり、以下に掲げるところによる。

- 一 全ての申込者に対し公正な取扱いをおこなうこと。
- 二 審査は、法、認定規則、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び関連告示等に基づきおこなう。
- 三 認定、認証業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開する。
- 四 役員、認定員、従業員及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則（初版制定）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年7月27日以降に当社が受理を行なった申込みから適用する。

附則（改正 平成20年10月9日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年10月14日から適用する。

附則（改正 平成21年12月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月15日から適用する。

附則（改正 平成23年4月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月5日から適用する。

附則（改正 平成23年11月14日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年11月17日から適用する。

附則（改正 平成24年8月6日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年8月9日から適用する。

附則（改正 平成25年4月15日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月17日から適用する。

附則（改正 平成25年10月17日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年10月21日から適用する。

附則（改正 平成28年5月20日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年5月23日から適用する。

別表第1号

技術基準適合認定等申込書

平成 年 月 日

株式会社 ディーエスピーリサーチ 殿

| | |
|------------------|-----|
| (1) 申込者 | |
| 住所 | : |
| 名称 | : |
| 代表者役職名 | : |
| 氏名 | : |
| (2) 申込責任者 | |
| 住所 | : |
| 役職名 | : |
| 氏名 | : 印 |

* (2) 欄に捺印又はサインがある場合には、(1) 欄への捺印又はサインの必要はありません。

下記のとおり電気通信事業法第53条の規定による端末機器技術基準適合認定、第56条第1項の規定による設計についての認証、電気通信事業法施行規則第32条第1項第5号の規定による端末機器の技術的条件適合認定を受けたいので、同意書を添えて申し込みます。なお、申込書類に記載されている内容については、申込者が貴社に対し最終的な責任を負います。

| | |
|--|--------------------------------|
| | 認定等規則第8条の規定による、端末機器の技術基準適合認定 |
| | 認定等規則第19条の規定による、端末機器の設計についての認証 |
| | 端末機器の技術的条件適合認定 |

| 申込区分 | 新規申請 | 変更申請 (同番) | |
|--|--|-----------|---|
| | | 変更申請 (異番) | |
| 端末機器名 | | | |
| 技術基準 適用端末 (端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 第三条第一項) | 第一号 アナログ電話用設備に接続される端末機器 (※) | | A |
| | 第一号 移動電話用設備に接続される端末機器 (※) | | A |
| | 第二号 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 (※) | | E |
| | 第三号 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | | F |
| | 第四号 無線呼出用設備に接続される端末機器 | | B |
| | 第五号 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | | C |
| | 第六号 専用通信回線設備等に接続される端末機器 (インタフェースの種類:) | | D |
| 技術的条件 適用端末 | 移動通信用設備に接続される端末機器 | | J |
| | その他の通信用設備に接続される端末機器 | | K |
| | 専用通信回線設備等に接続される端末機器 (インタフェースの種類:) | | L |
| | インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 (※) | | M |

(※ 端末機器の種別を選択してください)

| | | | |
|-------|----------------------|---------------------|----------|
| 電話機 | ファクシミリ | 符号変換装置 | その他の端末機器 |
| 変復調装置 | ボタン電話装置 (収容回線数:) | 構内交換設備 (収容回線数:) | |

| | |
|-----------------|---------|
| DSPR 使用欄 (技術基準) | (技術的条件) |
|-----------------|---------|

別表第2号

技術基準適合認定、設計認証及び技術的条件適合認定業務申込同意書

株式会社ディーエスピーリサーチを甲とし、電気通信事業法第53条に規定する端末機器の技術基準適合認定、第56条第1項に規定する設計についての認証及び端末機器の技術的条件適合認定の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により技術基準適合認定、設計認証及び技術的条件適合認定業務の申込に関し同意します。

第1条（適用）

本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する端末機器の技術基準適合認定、設計についての認証及び端末機器の技術的条件適合認定（以下「認定等」という）の業務に適用するものとします。

第2条（本同意書の有効期限）

本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から認定等を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密の保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。

第3条（技術基準適合認定等申込書）

1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合認定等申込書（以下「申込書」という）は、申込を行う端末機器毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。

2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅滞なく甲に届出を行うものとします。

第4条（技術基準適合認定等申込書類）

1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合認定等申込書類（以下「申込書類」という）の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。

2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。

第5条（試験結果報告書）

1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。

2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で申込機器の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。

第6条（審査）

甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込書を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。

第7条（秘密保持）

1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財務、生産、営業等の内容について、その秘密の保持を行う義務を負います。

2 乙は甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の記載内容を開示する必要が生じた場合には、甲は、乙に事前にその旨を通知し、必要最小限度の範囲内で総務省に開示することができるものとする。

3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインをおこなった日から1年間とします。ただしこの期間を书面通知により延長することを甲は拒まないものとします。

第8条（責任制限）

1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。

2 甲が認定等を行った後、乙が認定等を受けた機器の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が認定等の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。

3 甲が認定等を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が認定等を受けた機器に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。

第9条（管轄裁判所）

本同意書に関する訴訟については、神戸地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。

第10条（協議）

本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名（記名）押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとします。

甲： 住所：〒 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目4番地3

会社名 株式会社ディーエスピーリサーチ 代表取締役 中西伸浩

乙： 住所：〒

申込者

日付

別表第3号 申込書に添付する書類

| 添付する書類 | 説明 |
|--------------|--|
| 端末機器概要説明書 | 端末機器の名称、用途、構成、機能及び仕様の概略について説明した資料をいう。 |
| 技術基準適合性説明資料 | <p>端末機器について、技術基準に適合していることを説明した資料で、次の（１）及び（２）に適合する試験結果を記載した書類（試験結果報告書）及びその試験結果が（１）及び（２）に適合することを示した書類をいう。</p> <p>（１）電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。</p> <p>（２）総務省告示第99号（平成16年1月26日）で定める試験方法又はこれと同等以上の方法により行った試験であること。</p> |
| 外観図 | 端末機器の外観、構造及び寸法を記載した図面をいう。 |
| 接続系統図及びブロック図 | 端末機器及び当該機器と接続される他の機器と電気通信回線設備との接続方法を記載した図面及び当該機器について、回路の構成を各機能ブロックの接続構成として記載した図面をいう。 |
| 操作マニュアル | 端末機器の取扱い及び操作の方法を説明した資料をいう。 |
| 確認方法書 | 端末機器の設計についての認証に係る申込みの場合に必要な資料であって、当該設計に基づく端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料をいう。 |

別表第4号

技術基準適合認定等証書

殿

| | | | |
|----------------------------------|--|-------|--|
| 認定を受けた者 | | | |
| 端末機器の種類 | | | |
| 端末機器の名称 | | | |
| 認定番号 | | 認定年月日 | |
| 備考 | | | |
| <p>端末機器の取扱については、下記事項を了承願います。</p> | | | |

上記の端末機器は、電気通信事業法第53条の規定に基づく技術基準適合認定を行ったものであることを証する。

株式会社ディーエスピーリサーチ

別表第5号

年 月 日

殿

株式会社ディーエスピーリサーチ

技術基準適合認定不適合通知書

平成 年 月 日付申込みに係る下記1の端末機器は、下記2の理由により技術基準に適合しないと認めましたので通知します。

記

1 端末機器の内容

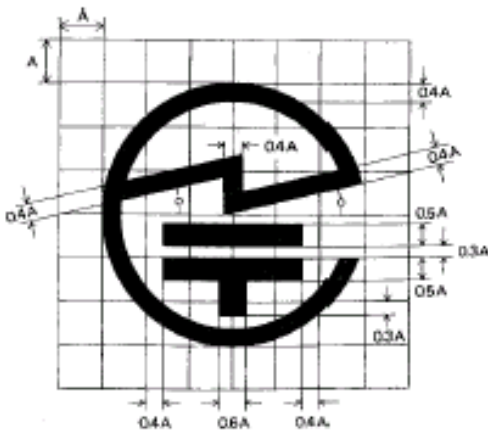
- (1) 端末機器の種類
- (2) 端末機器の名称

2 不適合の理由

別表第6号

1 認定ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合認定番号又は認証番号とする。



(1) マークの大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

(2) 材料は、容易に損傷しないものであること。

(ただし、電磁的表示の場合は適用しない)

(3) 技術基準適合認定又は認証番号は第2項のとおりであること。

(4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

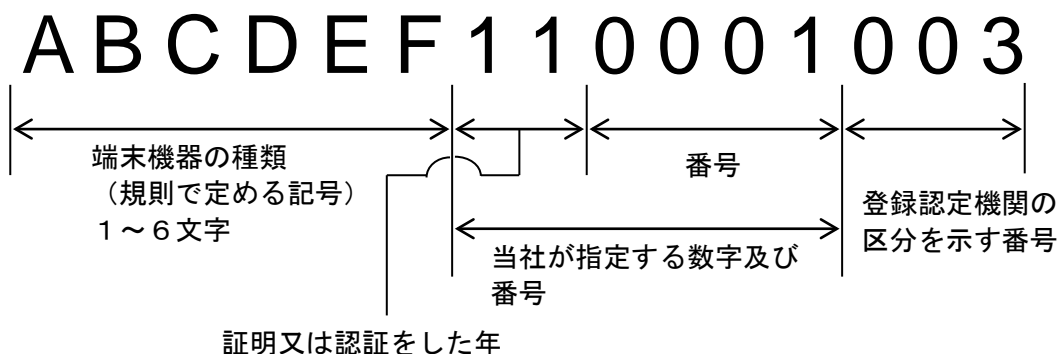
(5) 様式の表示に付加する記号は **A** 又は **T** とすること。

2 技術基準適合認定又は認証番号

(1) 技術基準適合認定又は認証番号の最初の文字は、端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとする。なお、技術基準適合認定又は認証が、二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器について、次の表に掲げる記号を列記するものとする。

(2) 当社で定める文字の最初の2文字は技術基準適合認定又は認証をおこなった西暦年号の下2桁の数字とする。また、それに続く番号は4桁とし、各年次の最初の技術基準適合認定又は認証を1番とする連番を付与する。

(3) 技術基準適合認定又は認証番号の末尾3桁は、総務大臣が別に定める登録認定機関の区別を表す003とする。



規則で定める端末機器の種類を区別する記号

| 端末機器の種類 | 記号 |
|----------------------------------|----|
| アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 | A |
| インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | E |
| インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | F |
| 無線呼出用設備に接続される端末機器 | B |
| 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | C |
| 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器 | D |

別表第7号

受付確認通知書

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町
1丁目4番地3
株式会社ディーエスピーリサーチ

下記の端末機器について、受け付けましたことを通知します。

| | | | |
|---|-------|-----------|--|
| 申 込 者 | | | |
| 機 器 名 | | | |
| 展 開 機 器 名 | | | |
| 機 器 の 種 類 | | | |
| 受 付 番 号 | | 通 知 年 月 日 | |
| 備 考 | 管理番号： | | |
| <p>本受付確認通知書は、申込書の受理を申込者に通知するものです。下記の場合、本通知書に関わらず、認証を行うことは出来ません。</p> <p>また、受付番号は審査の過程において変更になる場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該申込に対し認証を拒否する場合 申込書を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、申込者に対し申込の取下げを求める場合 <ul style="list-style-type: none"> 申込書の受理をおこなった日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。 認定規則第19条の規定に基づく追加の書類又は設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。 認定規則第19条の規定による書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。 <p>認証の通知は原則として申込書を受理した日から14日（会社の定める休日の期間を除く）以内に行います。ただし、以下のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手数料の収納が確認されなかったとき。 審査の過程において追加の書類又は設備の提出を求めたとき。 認定規則第19条の規定による書類に不備があったとき。 | | | |

別表第8号

技術基準適合認定等証書

殿

| | | | |
|----------------------------------|--|-------|--|
| 認証を受けた者 | | | |
| 端末機器の種類 | | | |
| 端末機器の名称 | | | |
| 展開機器名 | | | |
| 認証番号 | | 認証年月日 | |
| 備考 | | | |
| <p>端末機器の取扱については、下記事項を了承願います。</p> | | | |

上記の端末機器は、電気通信事業法第56条第1項の規定に基づく端末機器の設計についての認証を行ったものであることを証する。

株式会社ディーエスピーリサーチ

別表第9号

年 月 日

殿

株式会社ディーエスピーリサーチ

認証不適合通知書

平成 年 月 日付申込みに係る下記1の端末機器は、下記2の理由により技術基準に適合しないと認めましたので通知します。

記

- 1 端末機器の内容
 - (1) 端末機器の種類
 - (2) 端末機器の名称

- 2 不適合の理由

別表第10号 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証手数料

1. 端末機器の設計についての認証手数料（新規）

（単位：円）

| | 新規（注1） | | 既認証の端末機器を再申請する場合であって、認証取扱業者の変更を伴う場合 | |
|--|---------|---------|-------------------------------------|---------|
| | 単独 | 複合（注2） | 単独 | 複合（注2） |
| 1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 | | | | |
| (1) 電話機 | 242,000 | 224,000 | 100,000 | 93,000 |
| (2) 構内交換設備又はボタン電話装置（注3） | | | | |
| 収容回線数 1回線 | 355,000 | 343,000 | 110,000 | 102,000 |
| 収容回線数 2回線以上 | 430,000 | 417,000 | 120,000 | 111,000 |
| (3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器 | 240,000 | 223,000 | 100,000 | 93,000 |
| 2 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | 267,000 | 243,000 | 100,000 | 93,000 |
| 3 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | 295,000 | 268,000 | 110,000 | 103,000 |
| 4 無線呼出用設備に接続される端末機器 | 92,000 | 73,000 | 80,000 | 74,000 |
| 5 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | 239,000 | 221,000 | 100,000 | 93,000 |
| 6 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器（注4）（注7）（注8） | | | | |
| インターフェースの種類 1種類及び最初の1種類 | 107,000 | 90,000 | 80,000 | 74,000 |
| インターフェースの種類 2種類以上（1種類あたり） | 54,000 | 45,000 | 20,000 | 18,000 |
| 7 端末設備等規則第9条（端末設備内において電波を使用する端末機器）のみに係る端末機器 | 77,000 | - | 70,000 | - |

注1： 弊社が指定する旧認定試験事業者から発行された試験結果報告書が添付されている場合、表に掲げる額の10%を減額する。

注2： 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注3： アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く）についてアナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは表に掲げる額に3万円を加算する。

注4： 「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等（平成23年総務省告示第87号）別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。2種類以上のインターフェースを持つ機器の場合は、最初のインターフェースに対し、1種類の手数料を適用し、2種類目のインターフェース以降は、2種類以上の手数料を適用する。

注5： 次のいずれかに該当する端末機器（一部変更を除く）については、表に掲げる額から3万円減額する。

 端末設備等規則第18条（発信の機能）又は第30条（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）のみに係る機器

注6： 認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの（一部変更を除く）については、表に掲げた額から5万円減額する

注7： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システムを除く）のみに接続される端末は「1 移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、一つ目のインターフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「6 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注8： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システム）に接続される端末は「7 端末設備等規則第9条に係る端末」の料金とする。

2. 端末機器の設計についての認証手数料（一部変更（注1））

（単位：円）

| | 一部変更（注2） | |
|--|----------|---------|
| | 単独 | 複合（注3） |
| 1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 | | |
| (1) 電話機 | 128,000 | 119,000 |
| (2) 構内交換設備又はボタン電話装置（注4） | | |
| 収容回線数 1回線 | 76,000 | 65,000 |
| 収容回線数 2回線以上 | 91,800 | 83,600 |
| (3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器 | 128,000 | 128,000 |
| 2 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | 153,000 | 129,000 |
| 3 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | 168,000 | 142,000 |
| 4 無線呼出用設備に接続される端末設備 | 53,000 | 42,000 |
| 5 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | 137,000 | 127,000 |
| 6 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器（注5）（注8）（注9） | | |
| インターフェースの種類 | | |
| 1種類及び最初の1種類 | 81,000 | 67,000 |
| インターフェースの種類 | | |
| 2種類以上（1種類あたり） | 41,000 | 34,000 |
| 7 端末設備等規則第9条（端末設備内において電波を使用する端末機器）のみに係る機器 | 66,000 | - |

注1： 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申込をいう。

注2： 弊社が指定する旧認定試験事業者から発行された試験結果報告書が添付されている場合、表に掲げる額の10%を減額する。

注3： 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注4： アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く）についてアナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは表に掲げる額に3万円を加算する。

注5： 「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等（平成23年総務省告示第87号）別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。2種類以上のインターフェースを持つ機器の場合は、最初のインターフェースに対し、1種類の手数料を適用し、2種類目のインターフェース以降は、2種類以上の手数料を適用する。

注6： 次のいずれかに該当する端末機器（一部変更を除く）については、表に掲げる額から3万円減額する。

 端末設備等規則第18条（発信の機能）又は第30条（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）のみに係る機器

注7： 認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの（一部変更を除く）については、表に掲げた額から5万円減額する。

注8： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システムを除く）のみに接続される端末は「1 移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、一つ目のインターフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「6 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注9： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システム）に接続される端末は「7 端末設備等規則第9条に係る端末」の料金とする。

3. 端末機器の技術基準適合認定手数料

（単位：円）

| | 新規 | |
|--|--------|--------|
| | 単独 | 複合（注1） |
| 1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 | | |
| (1) 電話機 | 48,000 | 46,000 |
| (2) 構内交換設備又はボタン電話装置 | | |
| 収容回線数 1回線 | 77,000 | 75,000 |
| 収容回線数 2回線以上 | 94,000 | 90,000 |
| (3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器 | 48,000 | 44,000 |
| 2 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | 53,000 | 48,000 |
| 3 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | 58,000 | 53,000 |
| 4 無線呼出用設備に接続される端末設備 | 46,000 | 37,000 |
| 5 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | 48,000 | 44,000 |
| 6 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器（注2）（注3）（注4） | | |
| インターフェースの種類 | | |
| 1種類及び最初の1種類 | 36,000 | 30,000 |
| インターフェースの種類 | | |
| 2種類以上（1種類あたり） | 18,000 | 15,000 |
| 7 端末設備等規則第9条（端末設備内において電波を使用する端末機器）のみに係る機器 | 36,000 | - |

注1：「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注2：「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等（平成23年総務省告示第87号）別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。2種類以上のインターフェースを持つ機器の場合は、最初のインターフェースに対し、1種類の手数料を適用し、2種類目のインターフェース以降は、2種類以上の手数料を適用する。

注3：「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システムを除く）のみに接続される端末は「1 移動電話端末」の料金を適用し、複数のインターフェースにまたがるときは、一つ目のインターフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「6 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注4：「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システム）に接続される端末は「7 端末設備等規則第9条に係る端末」の料金とする。

4. 認証ラベルの料金

- (1) 端末機器の設計についての認証の場合は、申込者において認証ラベルを作成することが出来ます。申込時及び認証後、申込者の希望により認証ラベルを購入することが出来ます。

認証ラベルの料金：

1枚あたり 21円（消費税込み）

認証の場合のラベルの最低申し込み枚数は100枚とし、
100枚単位とさせていただきます。

- (2) 端末機器の技術基準適合認定の場合は申込み台数分の認定ラベルを購入していただきます。認定ラベルは申込み台数分を発行します。発行手数料は、一枚あたり20円です。

5. その他の料金

- (1) 認定書、認証書の再発行

再発行の理由を記載した再発行申込書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は5,250円です。再発行された認定書、認証書には、再発行をした旨を記載します。

- (2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー

申込時、又は認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。コピー代金は一枚あたり105円です。書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。

- (3) 端末機器の技術基準適合認定、及び設計についての認証の試験を当社で実施する場合、実際に試験に要した時間の追加料金をいただきます。

試験代金は試験項目数により、最低52,500円からとなります。

- (4) 前年1月より12月までの申込み件数実績により、当年1月から12月までの手数料を減額します。減額率は前年実績が10件から20件の場合、5%、20件以上の場合、8%となります。

- (5) 旧認定試験事業者であって、弊社が適当と認める事業者からの試験結果報告書が、申込書に添付されている場合は、手数料から10%減額いたします。

6. 手数料の納入

申込書を受領後、弊社より請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら速やかに、弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合には、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取りましたら同様に振込みください。振込みが確認できない場合、審査が出来ない事があります。

別表第11号 一部変更の範囲（参考）

| 端末機器の種類 | 認証を受けている端末機器と異なる部分 |
|--|---|
| 一 アナログ電話用設備 又は移動電話用設備に接 続される端末機器 | (1) 電話機 1 機能 (1) 短縮ダイヤル機能 (2) 再ダイヤル機能 (3) ワンタッチダイヤル機能 (4) オンフックダイヤル機能 (5) フッキング機能 (6) 着信表示機能 (7) ランプ表示機能 (8) 保留機能 (9) ミュート機能 (10) ヘッドセット機能 (11) ドアホン機能 (12) 信号受信機能 (13) 後位装置接続機能 2 回路又はプログラム 3 形状（1に掲げる機能に係るものに限る。） 4 筐体材質 |
| | (2) 構内交換設備 又はボタン電話装置 1 機能又は方式 (1) 内線電話機の機能 (2) ダイヤルインの機能 (3) 自動着信呼分配機能 (4) 会議通話機能 (5) 転送電話機能 (6) 通話以外の通信機能 (7) 自動発信機能 (8) 自動応答機能 (9) ドアホン機能 (10) 通信管理機能 (11) 信号受信機能 (12) 回線接続機能 (13) 中継台方式 (14) 電源方式 （通話電流の供給方式に係るものを除く。） 2 回路又はプログラム |

| | |
|------------|--|
| | <p>3 寸法（交換機又は主装置の形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。）</p> <p>4 筐体材質</p> |
| (3) 変復調装置 | <p>1 機能</p> <p>(1) ループバック機能</p> <p>(2) 等化機能</p> <p>(3) 送出レベル調整機能</p> <p>(4) エラーチェック機能</p> <p>(5) 信号監視機能</p> <p>(6) 送出タイミング機能</p> <p>(7) ランプ表示機能</p> <p>(8) 通信管理機能</p> <p>(9) バックワード機能</p> <p>(10) 信号受信機能</p> <p>(11) 後位装置接続機能</p> <p>(12) 一の項 1 の (1) から (6) までに掲げる機能（網制御機能を有する場合に限る。）</p> <p>2 回路又はプログラム</p> <p>3 寸法（形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。）</p> <p>4 筐体材質</p> |
| (4) ファクシミリ | <p>1 機能</p> <p>(1) メモリ機能</p> <p>(2) 等化機能</p> <p>(3) 送出レベル調整機能</p> <p>(4) エラーチェック機能</p> <p>(5) ランプ表示機能</p> <p>(6) 原稿又は記録紙サイズ</p> <p>(7) 情報処理機能</p> <p>(8) 通信管理機能</p> <p>(9) 信号受信機能</p> <p>(10) 後位装置接続機能</p> <p>(11) 一の項 1 の (1) から (6) までに掲げる機能（網制御機能を有する場合に限る。）</p> <p>2 回路又はプログラム</p> <p>3 寸法（形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。）</p> |

| | | |
|---------------------------------|--------------|--|
| | | 和の比が十パーセント以内のものに限る。) |
| | | 4 筐体材質 |
| | (5) その他の端末機器 | 1 機能 当該機器の基本的な機能以外のもの 2 回路又はプログラム 3 寸法（形状が同様であり、高さ、幅及び奥行き の和の比が十パーセント以内のものに限る。) |
| | | 4 筐体材質 |
| 二 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | | 1 機能 (1) メッセージ送出機能 (既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有する場合に限る。) (2) メモリ機能 (3) 情報処理機能 (4) 通信管理機能 (5) 回線接続機能 (6) 後位装置接続機能 2 回路又はプログラム 3 寸法（形状が同様であり、高さ、幅及び奥行き の和の比が十パーセント以内のものに限る。複数の装 置から構成される場合は主たる装置の寸法とする。) |
| | | 4 筐体材質 |
| 三 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | | 1 機能 (1) メッセージ送出機能 (既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有する場合に限る。) (2) メモリ機能 (3) 情報処理機能 (4) 通信管理機能 (5) 回線接続機能 (6) 後位装置接続機能 (7) その他の基本的な機能以外のもの 2 回路又はプログラム 3 寸法（形状が同様であり、高さ、幅及び奥行き の和の比が十パーセント以内のものに限る。複数の装 |

| | |
|------------------------------------|---|
| | 置から構成される場合は主たる装置の寸法とする。) 4 筐体材質 |
| 四 無線呼出用設備に接続される端末機器 | 1 機能 (1) メモリ機能 (2) 情報処理機能 (3) 呼出機能 (4) 表示機能 2 回路又はプログラム 3 形状（1に掲げる機能に係るものに限る。） 4 筐体材質 |
| 五 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | 1 機能 (1) メッセージ送出機能 (既認定機器が回線交換のメッセージ送出機能を有する場合に限る。) (2) メモリ機能 (3) 情報処理機能 (4) 通信管理機能 (5) 回線接続機能 (6) 後位装置接続機能 2 回路又はプログラム 3 寸法（形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。 複数の装置から構成される場合は主たる装置の寸法とする。) 4 筐体材質 |
| 六 専用通信回線設備又はデジタルデータ通信用設備に接続される端末機器 | 1 機能 当該機器の基本的な機能以外のもの 2 回路又はプログラム 3 寸法（形状が同様であり、高さ、幅及び奥行きとの比が十パーセント以内のものに限る。） 4 筐体材質 |

株式会社ディーエスピーリサーチ
業務規程 新旧対比抜粋
(平成28年5月20日改正)

端末機器の技術基準適合認定等に関する業務規程

| | |
|-----------|-------------------|
| 初版 | 平成16年7月27日 |
| 改正 | 平成20年10月9日 |
| 改正 | 平成21年12月1日 |
| 改正 | 平成23年4月1日 |
| 改正 | 平成23年11月14日 |
| 改正 | 平成24年8月6日 |
| 改正 | 平成25年4月15日 |
| 改正 | 平成25年10月17日 |
| <u>改正</u> | <u>平成28年5月20日</u> |

（目的）

第1条 この規程は、株式会社ディーエスピーリサーチ（以下「当社」という。）が電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」という。）第53条の規定による端末設備の機器（以下「端末機器」という。）の技術基準適合認定（以下「認定」という。）及び第56条第1項の規定による端末機器の設計についての認証（以下「認証」という。）を行うために必要な事項を定め、もって認定及び認証（以下「認定等」という。）の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（一 登録に係る事業の区分）

（対象とする端末機器）

第2条 当社が認定等を行う端末機器は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号、以下「認定等規則」という。）第4条に定める業務とし、次のとおりとする。

一 通話の用に供する端末機器

二 前号以外の端末機器

2 当社が認定等を行う端末機器は、次に掲げる端末機器とする。

一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。以下同じ。）であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器（三に該当するものを除く）

二 インターネットプロトコル電話用設備（電話用設備（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。）であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、符号変換装置（インターネットプロトコルと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。）、ファク

附則（改正 平成28年5月20日）

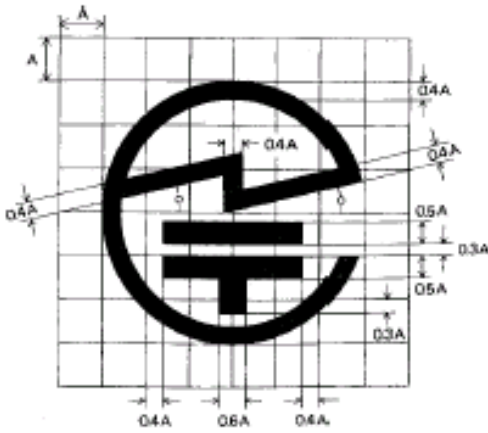
（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年5月23日から適用する。

別表第6号

1 認定ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合認定番号又は認証番号とする。



(1) マークの大きさは、直径 ~~3.5~~ ミリメートル以上であること。~~(ただし、体積が100CC以下の端末機器にあっては、直径3ミリメートル以上)であること。~~

(2) 材料は、容易に損傷しないものであること。

(ただし、電磁的表示の場合は適用しない)

(3) 技術基準適合認定又は認証番号は第2項のとおりであること。

(4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

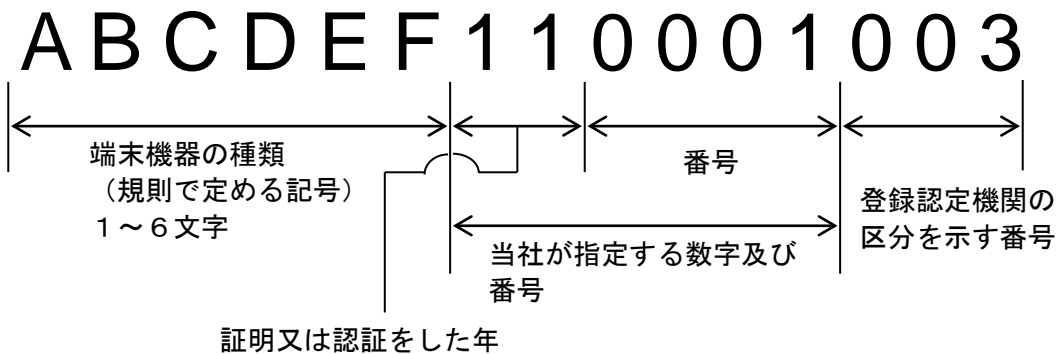
(5) 様式の表示に付加する記号は A 又は T とすること。

2 技術基準適合認定又は認証番号

(1) 技術基準適合認定又は認証番号の最初の文字は、端末機器の種類に従い次表に定めるとおりとする。なお、技術基準適合認定又は認証が、二以上の種類の端末機器が構造上一体となっているものについて同時になされたものであるときには、当該種類の端末機器について、次の表に掲げる記号を列記するものとする。

(2) 当社で定める文字の最初の2文字は技術基準適合認定又は認証をおこなった西暦年号の下2桁の数字とする。また、それに続く番号は4桁とし、各年次の最初の技術基準適合認定又は認証を1番とする連番を付与する。

(3) 技術基準適合認定又は認証番号の末尾3桁は、総務大臣が別に定める登録認定機関の区別を表す003とする。



別表第10号 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証手数料

1. 端末機器の設計についての認証手数料（新規）（単位：円）

| | 新規（注1） | | 既認証の端末機器を再申請する場合であって、認証取扱業者の変更を伴う場合 | |
|--|---------|---------|-------------------------------------|---------|
| | 単独 | 複合（注2） | 単独 | 複合（注2） |
| 1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 | | | | |
| (1) 電話機 | 242,000 | 224,000 | 100,000 | 93,000 |
| (2) 構内交換設備又はボタン電話装置（注3） | | | | |
| 収容回線数 1回線 | 355,000 | 343,000 | 110,000 | 102,000 |
| 収容回線数 2回線以上 | 430,000 | 417,000 | 120,000 | 111,000 |
| (3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器 | 240,000 | 223,000 | 100,000 | 93,000 |
| 2 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | 267,000 | 243,000 | 100,000 | 93,000 |
| 3 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | 295,000 | 268,000 | 110,000 | 103,000 |
| 4 無線呼出用設備に接続される端末機器 | 92,000 | 73,000 | 80,000 | 74,000 |
| 5 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | 239,000 | 221,000 | 100,000 | 93,000 |
| 6 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器（注4）（注7）（注8） | | | | |
| インターフェースの種類 1種類及び最初の1種類 | 107,000 | 90,000 | 80,000 | 74,000 |
| インターフェースの種類 2種類以上（1種類あたり） | 54,000 | 45,000 | 20,000 | 18,000 |
| 7 端末設備等規則第9条（端末設備内において電波を使用する端末機器）のみに係る端末機器 | 77,000 | - | 70,000 | - |

注1： 弊社が指定する旧認定試験事業者から発行された試験結果報告書が添付されている場合、表に掲げる額の10%を減額する。

注2： 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注3： アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く）についてアナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは表に掲げる額に3万円を加算する。

注4： 「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等（平成23年総務省告示第87号）別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。2種類以上のインターフェースを持つ機器の場合は、最初のインターフェースに対し、1種類の手数料を適用し、2種類目のインターフェース以降は、2種類以上の手数料を適用する。

注5： 次のいずれかに該当する端末機器（一部変更を除く）については、表に掲げる額から3万円減額する。

 端末設備等規則第18条（発信の機能）又は第30条（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）のみに係る機器

注6： 認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの（一部変更を除く）については、表に掲げた額から5万円減額する

注7： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システムを除く）のみに接続される端末は「1 移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、一つ目のインターフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「6 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注8： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システム）に接続される端末は「7 端末設備等規則第9条に係る端末」の料金とする。

2. 端末機器の設計についての認証手数料（一部変更（注1））

（単位：円）

| | 一部変更（注2） | |
|--|----------|---------|
| | 単独 | 複合（注3） |
| 1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 | | |
| (1) 電話機 | 128,000 | 119,000 |
| (2) 構内交換設備又はボタン電話装置（注4） | | |
| 収容回線数 1回線 | 76,000 | 65,000 |
| 収容回線数 2回線以上 | 91,800 | 83,600 |
| (3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器 | 128,000 | 128,000 |
| 2 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | 153,000 | 129,000 |
| 3 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | 168,000 | 142,000 |
| 4 無線呼出用設備に接続される端末設備 | 53,000 | 42,000 |
| 5 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | 137,000 | 127,000 |
| 6 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器（注5）（注8）（注9） | | |
| インターフェースの種類 | | |
| 1種類及び最初の1種類 | 81,000 | 67,000 |
| インターフェースの種類 | | |
| 2種類以上（1種類あたり） | 41,000 | 34,000 |
| 7 端末設備等規則第9条（端末設備内において電波を使用する端末機器）のみに係る機器 | 66,000 | - |

注1： 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申込をいう。

注2： 弊社が指定する旧認定試験事業者から発行された試験結果報告書が添付されている場合、表に掲げる額の10%を減額する。

注3： 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注4： アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く）についてアナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは表に掲げる額に3万円を加算する。

注5： 「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等（平成23年総務省告示第87号）別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。2種類以上のインターフェースを持つ機器の場合は、最初のインターフェースに対し、1種類の手数料を適用し、2種類目のインターフェース以降は、2種類以上の手数料を適用する。

注6： 次のいずれかに該当する端末機器（一部変更を除く）については、表に掲げる額から3万円減額する。

 端末設備等規則第18条（発信の機能）又は第30条（アナログ電話端末等と通信する場合の送出電力）のみに係る機器

注7： 認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの（一部変更を除く）については、表に掲げた額から5万円減額する。

注8： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システムを除く）のみに接続される端末は「1 移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、一つ目のインターフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「6 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注9： 「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システム）に接続される端末は「7 端末設備等規則第9条に係る端末」の料金とする。

3. 端末機器の技術基準適合認定手数料

（単位：円）

| | 新規 | |
|--|--------|--------|
| | 単独 | 複合（注1） |
| 1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 | | |
| (1) 電話機 | 48,000 | 46,000 |
| (2) 構内交換設備又はボタン電話装置 | | |
| 収容回線数 1回線 | 77,000 | 75,000 |
| 収容回線数 2回線以上 | 94,000 | 90,000 |
| (3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器 | 48,000 | 44,000 |
| 2 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器 | 53,000 | 48,000 |
| 3 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器 | 58,000 | 53,000 |
| 4 無線呼出用設備に接続される端末設備 | 46,000 | 37,000 |
| 5 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器 | 48,000 | 44,000 |
| 6 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器（注2）（注3） <u>（注4）</u> | | |
| インターフェースの種類 | | |
| 1種類及び最初の1種類 | 36,000 | 30,000 |
| インターフェースの種類 | | |
| 2種類以上（1種類あたり） | 18,000 | 15,000 |
| 7 端末設備等規則第9条（端末設備内において電波を使用する端末機器）のみに係る機器 | 36,000 | - |

注1：「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込をいう。

注2：「インターフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等（平成23年総務省告示第87号）別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。2種類以上のインターフェースを持つ機器の場合は、最初のインターフェースに対し、1種類の手数料を適用し、2種類目のインターフェース以降は、2種類以上の手数料を適用する。

注3：「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システムを除く）のみに接続される端末は「1 移動電話端末」の料金とする。ただし、複数のインターフェースにまたがるときは、一つ目のインターフェースのみに「1 移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインターフェースは「6 専用通信回線設備等端末」の料金とする。

注4：「無線設備を使用する専用通信回線設備等」（小電力データ通信システム）に接続される端末は「7 端末設備等規則第9条に係る端末」の料金とする。